

リビング・ニーズ特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特定状態保険金の支払	第33条	新・特別終生安泰保険（S60）に付加した場合の特則
第2条	特定状態保険金の支払に関する補則	第34条	終身保険（S60）に付加した場合の特則
第3条	特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所	第35条	終身保険（S62）に付加した場合の特則
第4条	特定状態保険金の代理請求	第36条	新種終身保険に付加した場合の特則
第5条	特約の締結	第37条	個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則
第6条	特約の責任開始期	第38条	新生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第7条	特約保険料	第39条	特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険（H8）、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則
第8条	特約の失効	第40条	特定疾病保障終身保険、特定疾病保障終身保険（H8）、5年ごと配当付特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則
第9条	特約の復活	第41条	5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
第10条	告知義務および告知義務違反による解除	第42条	5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
第11条	重大事由による解除	第43条	5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第12条	特約の解約	第44条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第13条	特約の解約返還金	第45条	5年ごと配当付通増定期保険等に付加した場合の特則
第14条	特約の消滅とみなす場合	第46条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第15条	特約の復旧	第47条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
第16条	指定代理請求人の変更	第48条	5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第17条	主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱	第49条	主契約に5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）が付加されている場合の特則
第18条	管轄裁判所	第50条	主契約に5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則
第19条	主約款の規定の準用	第51条	主契約に5年ごと配当付一時払積立保険特約または5年ごと利差配当付一時払積立保険特約が付加されている場合の特則
第20条	主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則	第52条	主契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合の特則
第21条	主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則	第53条	主契約に5年ごと配当付遺族収入保障特約が付加されている場合の特則
第22条	主契約に通減定期保険特約および通減終身保険特約が付加されている場合の特則	第54条	主契約に介護特約D等が付加されている場合の特則
第23条	主契約に年金払生活保障特約が付加されている場合の特則		
第24条	主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合の特則		
第25条	主契約に増加養老保険特約または増加保障割増保険特約が付加されている場合の特則		
第26条	主契約に終身保険特約（配偶者型）が付加されている場合の特則		
第27条	主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合の特則		
第28条	主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合の特則		
第29条	主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱		
第30条	定期保険に付加した場合の特則		
第31条	終生安泰保険、特別終生安泰保険、特別終生安泰保険（S56）または新・特別終生安泰保険に付加した場合の特則		
第32条	終身保険に付加した場合の特則		

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

第1条（特定状態保険金の支払）

この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	特定状態保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特定状態 保険金を支払わない場合
特定 状 態 保 険 金	被保険者の余命が6か月以内と 判断されるとき	当会社の定める取扱にもとづき、 主契約の死亡保険金額のうち、特 定状態保険金の受取人が指定した 金額（以下「指定保険金額」とい います。）から、当会社の定めた方 法で計算した特定状態保険金の請 求日から6か月間の指定保険金額 に対応する利息および保険料に相 当する額を差し引いた金額	被 保 険 者	つぎのいずれかにより左記の支 払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者 の故意 (2) 戦争その他の変乱

第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第1条（特定状態保険金の支払）の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者とします。
2. 第1条の規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に規定する請求に必要な書類が当会社の本社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
3. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
4. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものととして取り扱います。
5. 第4項の場合、主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
6. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
7. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
8. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受け、ても、当会社は、これを支払いません。
9. 特定状態保険金については、すえ置支払等の主約款の規定による支払方法の選択は取り扱いません。
10. 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（第1条（特定状態保険金の支払）の規定による主契約の死亡保険金額の指定を含みます。以下本条において同じ。）する場合には、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
2. 本条または第4条（特定状態保険金の代理請求）の規定により特定状態保険金の請求を受けた場合、当会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、または当会社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
3. 本条または第4条の請求を受けた場合、特定状態保険金は、特定状態保険金の請求日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本社で支払います。ただし、事実の確認または当会社が指定した医師による被保険者の診断のため特に日数を要する場合は、5営業日をこえることがあります。
4. 第2項の場合、保険契約者、被保険者、特定状態保険金の受取人または第4条第2項に定める代理人が、当会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、当会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで特定状態保険金を支払いません。当会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第4条（特定状態保険金の代理請求）

1. 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2項に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特定状態保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) その他第1号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第1項の規定により特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができる者は保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第16条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）とします。ただし、故意に特定状態保険金の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特定状態保険金については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により当社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受け、ても、当社は、これを支払いません。

第5条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第6条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、当社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

第7条（特約保険料）

この特約に対する保険料はありません。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第10条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。
2. 第1項の場合、主契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第11条（重大事由による解除）

1. 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。この場合、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
2. 第1項の場合、主契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第12条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第13条（特約の解約返還金）

この特約に対する解約返還金はありません。

第14条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）の規定により特定状態保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(3) 主契約が定期延長保険に変更されたとき

第15条（特約の復旧）

定期延長保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条（特約の消滅とみなす場合）第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

第16条（指定代理請求人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第4条（特定状態保険金の代理請求）第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
2. 指定代理請求人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 指定代理請求人の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。

第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）

特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用します。

第18条（管轄裁判所）

この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第20条（主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加され、その特別条件が保険金額を削減して支払う方法の場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額
- (2) 当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額を加えます。
- (2) 第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、特定状態保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。
- (4) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1号の規定にかかわらず、第1条に定める主契約の死亡保険金額に特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約の死亡保険金額を加えません。
 - (ア) 特定状態保険金を支払う前に、特約特定疾病保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金を支払うとき
 - (イ) 特約特定疾病保険金が支払われた場合、その支払後に特定状態保険金の請求を受けたとき
- (5) 障害保障特約が付加されている場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1号の規定にかかわらず、第1条に定める主契約の死亡保険金額に障害保障特約の死亡保険金額を加えません。
 - (ア) 特定状態保険金を支払う前に、特約障害保険金の請求を受け、特約障害保険金を支払うとき
 - (イ) 特約障害保険金が支払われた場合、その支払後に特定状態保険金の請求を受けたとき
- (6) 定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、障害保障特約および災害倍額定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (7) 第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う特約の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。
- (8) 特別条件を付けた場合の特則に規定する特約保険金額削減支払法が定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約または障害保障特約に適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は、つぎの(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。
 - (ア) 指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件を付けた場合の特則に定める所定の割合を乗じて得た金額
 - (イ) 当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険

料に相当する額

- (9) この特約と特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
- (10) この特約と特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行われたものとします。

第22条（主契約に逡減定期保険特約および逡減終身保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に逡減定期保険特約および逡減終身保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額に逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の死亡保険金額を加えます。この場合、逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の死亡保険金額は、特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日。以下本条において同じ。）における死亡保険金額とします。
- (2) 第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額ならびに特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、主契約ならびに逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第10項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の死亡保険金額ならびに特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金支払われた場合には、主契約ならびに逡減定期保険特約および逡減終身保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 主契約の死亡保険金額ならびに特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金支払われた場合には、主契約は指定保険金額分が、逡減定期保険特約および逡減終身保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に、逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の特約基本保険金額は、逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 逡減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（逡減定期保険特約条項の規定により逡減定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- (5) 第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。
- (6) 特別条件を付けた場合の特則に規定する特約保険金額削減支払法が逡減定期保険特約および逡減終身保険特約に適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第8号の規定を適用します。

第23条（主契約に年金払生活保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に年金払生活保障特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、年金払生活保障特約は消滅したものとみなし、年金払生活保障特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第22条（主契約に逡減定期保険特約および逡減終身保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により、主契約の死亡保険金額（主契約に付加されている定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約または障害保障特約の死亡保険金額を含みます。）ならびに逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、年金払生活保障特約はそのまま有効に継続します。

第24条（主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）に年金払定期保険特約の特約年金の支払事由が生じたとした場合における特約年金の現価相当額（以下、本条において「年金払定期保険特約の特約年金の現価相当額」といいます。）を、第1条（特定状態保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額に加えます。
- (2) 第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および年金払定期保険特約の特約年金の現価相当額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額および年金払定期保険特約の特約基本年金額から指定されたものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項か

ら第10項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。

- (ア) 主契約の死亡保険金額および年金払定期保険特約の特約年金の現価相当額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約および年金払定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 主契約の死亡保険金額および年金払定期保険特約の特約年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額分が、年金払定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本年金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に、年金払定期保険特約の特約基本年金額は、年金払定期保険特約の特約基本年金額から指定保険金額に対応する特約基本年金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) つぎのいずれかに該当したときは、第1号の規定にかかわらず、第1条に定める主契約の死亡保険金額に年金払定期保険特約の特約年金の現価相当額を加えません。
 - (ア) 特定状態保険金を支払う前に、特約高度障害年金の請求を受け、特約高度障害年金を支払うとき
 - (イ) 特約高度障害年金が支払われた場合、その支払後に特定状態保険金の請求を受けたとき
- (5) 特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（年金払定期保険特約条項の規定により年金払定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (6) 第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う年金払定期保険特約の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。
- (7) 特別条件を付けた場合の特則に規定する特約年金額削減支払法が年金払定期保険特約に適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第8号の規定に準じて取り扱います。

第25条（主契約に増加養老保険特約または増加保障割増保険特約が付加されている場合の特則）

特定状態保険金が支払われるときは、主契約に付加されている増加養老保険特約または増加保障割増保険特約は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、死亡保険金額から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の死亡保険金額に対応する利息に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金とともに特定状態保険金の受取人に支払います。
- (2) 第2条第4項および第5項の規定により主契約の死亡保険金額が改められるときでも、増加養老保険特約および増加保障割増保険特約はそのまま有効に継続します。

第26条（主契約に終身保険特約（配偶者型）が付加されている場合の特則）

主契約に終身保険特約（配偶者型）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、終身保険特約（配偶者型）は消滅したものとみなし、終身保険特約（配偶者型）の責任準備金を払い戻します。この場合、終身保険特約（配偶者型）条項の他の保険契約への加入の規定を準用します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に逡減定期保険特約および逡減終身保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第24条（主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により、主契約の死亡保険金額（主契約に付加されている定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約または障害保障特約の死亡保険金額を含みます。）、逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の特約基本保険金額ならびに年金払定期保険特約の特約基本年金額が改められるときでも、終身保険特約（配偶者型）はそのまま有効に継続します。

第27条（主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合の特則）

主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、家族定期保険特約（妻型）は消滅したものとみなし、家族定期保険特約（妻型）の責任準備金を払い戻します。この場合、終身保険特約（配偶者型）とあわせて主契約に付加されているときは、家族定期保険特約（妻型）条項の終身保険特約（配偶者型）とあわせて主契約に付加した場合の特則の規定を準用します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に逡減定期保険特約および逡減終身保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第24条（主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により、主契約の死亡保険金額（主契約に付加されている定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約または障害保障特約の死亡保険金額を含みます。）、逡減定期保険特約および逡減終身保険特約の特約基本保険金額ならびに年金払定期保険特約の特約基本年金額が改められるときでも、家族定期保険特約（妻型）はそのまま有効に継続します。

第28条（主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合の特則）

主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、家族定期保険特約（子型）は消滅したものとみなします。
- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に逓減定期保険特約および逓減終身保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第24条（主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により、主契約の死亡保険金額（主契約に付加されている定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約または障害保障特約の死亡保険金額を含みます。）、逓減定期保険特約および逓減終身保険特約の特約基本保険金額ならびに年金払定期保険特約の特約基本年金額が改められるときでも、家族定期保険特約（子型）はそのまま有効に継続します。

第29条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）

第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときまたは第2条第4項、第5項、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に逓減定期保険特約および逓減終身保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第24条（主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により、主契約の死亡保険金額（主契約に付加されている定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約の死亡保険金額を含みます。以下本条において同じ。）、逓減定期保険特約および逓減終身保険特約の特約基本保険金額ならびに年金払定期保険特約の特約基本年金額が改められるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 入院給付金または通院給付金のある当会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院または通院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院または通院の取扱の規定を準用します。
- (2) 入院給付金、手術給付金、通院給付金、災害保険金または災害割増保険金等のある当会社所定の特約については、主契約の死亡保険金額、逓減定期保険特約および逓減終身保険特約の特約基本保険金額ならびに年金払定期保険特約の特約基本年金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。
- (3) 傷害特約（S58）、災害入院特約（S62）、疾病特約（S62）、通院特約または通院特約（H6）について、特約の型が本人・妻型または本人・妻子型で、かつ、終身保険特約（配偶者型）とあわせて付加されている場合、主契約が消滅したときは、それぞれの特約条項の終身保険特約（配偶者型）とあわせて主契約に付加した場合の特則の規定を準用します。

第30条（定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
- (2) 特定状態保険金が支払われるときは、主契約に付加されている1年定期保険買増特約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第2条第3項の規定により主契約が消滅したときは、1年定期保険買増特約は消滅します。
 - (イ) 第2条第4項および第5項の規定により主契約の死亡保険金額が改められるときでも、1年定期保険買増特約はそのまま有効に継続します。

第31条（終生安泰保険、特別終生安泰保険、特別終生安泰保険（S56）または新・特別終生安泰保険に付加した場合の特則）

この特約を終生安泰保険、特別終生安泰保険、特別終生安泰保険（S56）または新・特別終生安泰保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後」とあるのは「主契約の保険料払込期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後、主契約の保険料払込期間の満了する日まで」と読み替えます。
- (2) 特定状態保険金が支払われるときは、累積生存保険（主契約が終生安泰保険または特別終生安泰保険の場合には、生存保険をいいます。以下本号において同じ。）は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第2条第3項の規定により主契約が消滅したときは、累積生存保険は消滅します。
 - (イ) 第2条第4項および第5項の規定により主契約の死亡保険金額が改められるときは、当会社の定める取扱にもとづき、累積生存保険金額を改めます。
 - (ウ) 前(ア)および(イ)の場合、累積生存保険の返還金の払戻はありません。

第32条（終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の10年保証期間付終身年金の支払開始後は、第14条（特約の消滅とみなす場合）の規定の適用に際しては第14条第2号中「主契約」とあるのを「主契約の基本部分」と読み替えます。

- (2) 特定状態保険金が支払われるときは、累積生存保険については、第31条（終生安泰保険、特別終生安泰保険、特別終生安泰保険（S56）または新・特別終生安泰保険に付加した場合の特則）第2号の規定を適用します。

第33条（新・特別終生安泰保険（S60）に付加した場合の特則）

この特約を新・特別終生安泰保険（S60）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後」とあるのは「主契約の保険料払込期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後、主契約の保険料払込期間の満了する日まで」と読み替えます。
- (2) 保険契約者が、主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択したときは、この特約は消滅します。
- (3) 特定状態保険金が支払われるときは、累積生存保険については、第31条（終生安泰保険、特別終生安泰保険、特別終生安泰保険（S56）または新・特別終生安泰保険に付加した場合の特則）第2号の規定を適用します。

第34条（終身保険（S60）に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S60）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択したときは、この特約は消滅します。
- (2) 特定状態保険金が支払われるときは、累積生存保険については、第31条（終生安泰保険、特別終生安泰保険、特別終生安泰保険（S56）または新・特別終生安泰保険に付加した場合の特則）第2号の規定を適用します。

第35条（終身保険（S62）に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択したときまたは夫婦年金移行特約条項、介護割増年金移行特約条項（H13）あるいは夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、主約款に定める年金支払移行特則による年金支払を選択したときまたは夫婦年金移行特約条項、介護割増年金移行特約条項、夫婦介護割増年金移行特約条項、介護割増年金移行特約条項（H13）あるいは夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分、夫婦年金移行部分、介護割増年金移行部分および夫婦介護割増年金移行部分を除いた部分」と読み替えます。
- (3) 特定状態保険金が支払われるときは、累積生存保険については、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、累積生存保険は消滅します。
- (イ) 第2条第4項、第5項および第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の死亡保険金額（主契約に付加されている定期保険特約の死亡保険金額を含みます。）が改められるときは、当会社の定める取扱にもとづき、累積生存保険金額を改めます。
- (ウ) 前(ア)および(イ)の場合、累積生存保険の返還金の払戻はありません。
- (4) 特定状態保険金が支払われるときは、累積終身保険については、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第2条第3項の規定により主契約が消滅したときは、累積終身保険金額から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の累積終身保険金額に対応する利息に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金とともに特定状態保険金の受取人に支払います。
- (イ) 第2条第4項および第5項の規定により主契約の死亡保険金額が改められるときでも、累積終身保険はそのまま有効に継続します。

第36条（新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を新種終身保険に付加した場合には、第35条（終身保険（S62）に付加した場合の特則）第1号、第2号および第4号の規定を適用します。

第37条（個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

1. この特約を個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加する場合には、定期保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されていることを要します。
2. この特約を個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）の規定の適用に際しては、主契約の死亡保険金額に主契約の死亡給付金額は含めません。
- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは「主契約の年金受取人（年金受取人の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）中「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、つぎの場合にも、この特約は消滅したものとみなします。

- (ア) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (イ) 主契約に付加されている定期保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約が解約その他の事由によってすべて消滅したとき
- (ウ) 主契約の年金支払開始日が到来したとき
- (5) 払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第4号の(ア)により消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとしします。

第38条（新生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を新生存給付金付定期保険に付加した場合には、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

第39条（特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険（H8）、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険（H8）、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
- (2) 第2条第6項、第7項および第8項中「死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「死亡保険金、高度障害保険金または特定疾病保険金」と読み替えます。
- (3) この特約条項に規定する指定代理請求人は、主約款に規定する指定代理請求人と同一としします。

第40条（特定疾病保障終身保険、特定疾病保障終身保険（H8）、5年ごと配当付特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保障終身保険、特定疾病保障終身保険（H8）、5年ごと配当付特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合には、第39条（特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険（H8）、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定を適用します。

第41条（5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付定期保険特約」と、「養老保険特約」とあるのは「5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと利差配当付養老保険特約」と、「終身保険特約」とあるのは「5年ごと配当付終身保険特約または5年ごと利差配当付終身保険特約」と、「生存給付金付定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付生存給付金付定期保険特約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約」と、「特定疾病保障定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約」と、「特定疾病保障終身保険特約」とあるのは「5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険特約」と、「障害保障特約」とあるのは「5年ごと配当付障害保障特約または5年ごと利差配当付障害保障特約」と、「逡減定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付逡減定期保険特約または5年ごと利差配当付逡減定期保険特約」と、「逡減終身保険特約」とあるのは「5年ごと配当付逡減終身保険特約または5年ごと利差配当付逡減終身保険特約」と、「年金払生活保障特約」とあるのは「5年ごと利差配当付生活保障特約」と、「年金払定期保険特約」とあるのは「5年ごと配当付年金払定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払定期保険特約」と、「逡減定期保険特約条項」とあるのは「5年ごと配当付逡減定期保険特約条項または5年ごと利差配当付逡減定期保険特約条項」と、「家族定期保険特約（妻型）」とあるのは「5年ごと配当付定期保険特約（妻型）または5年ごと利差配当付定期保険特約（妻型）」と、「家族定期保険特約（子型）」とあるのは「5年ごと配当付定期保険特約（子型）または5年ごと利差配当付保険用定期保険特約（子型）」と読み替えます。
- (2) 主契約の全部について、保険契約者が、つぎのいずれかの特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (エ) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (キ) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）
- (3) 主契約の一部について、保険契約者が、第2号(ア)から(ク)までのいずれかの特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち、5年ごと配当付年金支払移行特約条項、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項、5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）」と読み替えます。

第42条（5年ごとと配当付定期保険または5年ごとと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付定期保険または5年ごとと利差配当付定期保険に付加した場合には、第30条（定期保険に付加した場合の特則）第1号および第41条（5年ごとと配当付終身保険または5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第43条（5年ごとと配当付養老保険または5年ごとと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付養老保険または5年ごとと利差配当付養老保険に付加した場合には、第41条（5年ごとと配当付終身保険または5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を準用します。

第44条（5年ごとと配当付生存給付金付定期保険または5年ごとと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付生存給付金付定期保険または5年ごとと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
- (2) 第41条（5年ごとと配当付終身保険または5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第45条（5年ごとと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付逓増定期保険、5年ごとと配当付新種逓増定期保険、5年ごとと利差配当付逓増定期保険または5年ごとと利差配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額」と読み替えます。
- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項および第4項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額」と、第4項中「指定保険金額分」とあるのは「指定保険金額に対応する基本保険金額分」と読み替えます。
- (3) 第2条第5項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、「指定保険金額」とあるのは「指定保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。
- (4) 第29条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (5) 第41条（5年ごとと配当付終身保険または5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第46条（5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）の直前の年単位の契約応当日以後、主契約の指定年齢到達日の前日まで」と読み替えます。
- (2) 第1条に定める主契約の死亡保険金額とは、主契約のつぎの金額の合計額をいいます。
 - (ア) 特定状態保険金の請求日における保険金額
 - (イ) 特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日）における逓減保険金額（以下本条において「逓減保険金額」といいます。）
 - (ウ) 特定状態保険金の請求日に年金の支払事由が生じたとした場合における年金の現価相当額（以下本条において「年金の現価相当額」といいます。）
- (3) 第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、第2号(ア)から(ウ)までのそれぞれの金額の割合に応じて、主契約の保険金額、逓減基本保険金額および基本年金額から指定されたものとします。
- (4) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条第3項から第5項までの規定は適用せず、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の保険金額、逓減保険金額および年金の現価相当額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 主契約の保険金額、逓減保険金額および年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約のうち保険金に対応する部分は指定保険金額分が、逓減保険金に対応する部分は指定保険金額に対応する逓減基本保険金額分が、年金に対応する部分は指定保険金額に対応する基本年金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (ウ) 前(イ)の場合、主契約の保険金額、逓減基本保険金額および基本年金額は、それぞれ、指定保険金額、指定保険金額に対応する逓減基本保険金額および指定保険金額に対応する基本年金額を差し引いた金額に改められます。
- (5) 第4号(ア)の規定により主契約が消滅したときまたは第4号(イ)および(ウ)の規定により主契約の保険金額、逓減基本保険金額および基本年金額が改められるときは、第27条（主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合の特則）、第28条（主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合の特則）、第29条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）および第54条（主契約に介護特約D等が付加されている場合の特則）の規定を準用します。
- (6) 第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う主契約のうち年金に対応する部分の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。

- (7) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、その特別条件が年金額を削減して支払う方法の場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第20条（主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）の規定に準じて取り扱います。
- (8) 特定状態保険金が支払われるときは、生存給付金に対応する部分は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第4号(ア)の規定により主契約が消滅したときは、生存給付金に対応する部分は消滅します。
 - (イ) 第4号(イ)および(ウ)の規定により主契約の保険金額、逓減基本保険金額または基本年金額が改められるときは、当会社の定める取扱にもとづき、生存給付金額を改めます。
 - (ウ) 前(ア)および(イ)の場合、生存給付金に対応する部分の返還金の払戻はありません。
- (9) 第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。
- (10) 主契約を終身保障に移行しない場合、この特約は主契約の保険期間の満了と同時に消滅したものとみなします。
- (11) 第41条（5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第47条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

1. この特約を主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加する場合には、つぎのいずれかの特約が付加されていることを要します。
 - (ア) 5年ごと配当付定期保険特約
 - (イ) 5年ごと配当付終身保険特約
 - (ウ) 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約
 - (エ) 5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約
 - (オ) 5年ごと配当付障害保障特約
 - (カ) 5年ごと配当付逓減定期保険特約
 - (2) 5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加する場合には、つぎのいずれかの特約が付加されていることを要します。
 - (ア) 5年ごと利差配当付定期保険特約
 - (イ) 5年ごと利差配当付終身保険特約
 - (ウ) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
 - (エ) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険特約
 - (オ) 5年ごと利差配当付障害保障特約
 - (カ) 5年ごと利差配当付逓減定期保険特約
2. この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）および第22条（主契約に逓減定期保険特約および逓減終身保険特約が付加されている場合の特則）の規定の適用に際しては、主契約の死亡保険金額に主契約の死亡給付金額は含めません。
 - (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
 - (3) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）中「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、つぎの場合にも、この特約は消滅したものとみなします。
 - (ア) 主契約が払済保険に変更されたとき
 - (イ) 主契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合で、主契約に付加されている第1項第1号(ア)から(カ)までの特約が解約その他の事由によってすべて消滅したときまたは主契約が5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合で、主契約に付加されている第1項第2号(ア)から(カ)までの特約が解約その他の事由によってすべて消滅したとき
 - (ウ) 主契約が5年ごと配当付介護年金終身保障保険の場合で、主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約が付加されたときまたは主契約が5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合で、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約が付加されたとき
 - (5) 第41条（5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。
 - (6) この特約条項に規定する指定代理請求人は、主約款に規定する指定代理請求人と同一人としてします。

第48条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

1. この特約を主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 5年ごと配当付終身医療保険に付加する場合には、つぎのいずれかの特約が付加されていることを要します。
 - (ア) 5年ごと配当付定期保険特約

- (イ) 5年ごと配当付終身保険特約
- (ウ) 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約
- (エ) 5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約
- (オ) 5年ごと配当付障害保障特約
- (カ) 5年ごと配当付逡減定期保険特約
- (キ) 5年ごと配当付年金払定期保険特約
- (ク) 5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約
- (ケ) 5年ごと配当付特定状態収入保障特約
- (コ) 5年ごと配当付遺族収入保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付終身医療保険に付加する場合には、つぎのいずれかの特約が付加されていることを要します。
 - (ア) 5年ごと利差配当付定期保険特約
 - (イ) 5年ごと利差配当付終身保険特約
 - (ウ) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
 - (エ) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険特約
 - (オ) 5年ごと利差配当付障害保障特約
 - (カ) 5年ごと利差配当付逡減定期保険特約
 - (キ) 5年ごと利差配当付年金払定期保険特約
 - (ク) 5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約
 - (ケ) 5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約
- 2. この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）、第22条（主契約に逡減定期保険特約および逡減終身保険特約が付加されている場合の特則）、第24条（主契約に年金払定期保険特約が付加されている場合の特則）、第50条（主契約に5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則）、第52条（主契約に5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合の特則）および第53条（主契約に5年ごと配当付遺族収入保障特約が付加されている場合の特則）の規定の適用に際しては、主契約の死亡保険金額に主契約の死亡給付金額は含めません。
 - (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
 - (3) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）中「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合で、主契約に付加されている第1項第1号(ア)から(コ)までの特約が解約その他の事由によってすべて消滅したときまたは主契約が5年ごと利差配当付終身医療保険の場合で、主契約に付加されている第1項第2号(ア)から(ケ)までの特約が解約その他の事由によってすべて消滅したときにも、この特約は消滅したものとみなします。
 - (5) 第41条（5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第49条（主契約に5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）が付加されている場合の特則）

主契約に5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額に5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）の死亡保険金額を加えます。
- (2) 第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、特定状態保険金の請求日における主契約および5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。
- (4) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約条項（H11）の規定により5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (5) 第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う特約の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。
- (6) 第23条（主契約に年金払生活保障特約が付加されている場合の特則）第2号、第27条（主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合の特則）第2号、第28条（主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合の特則）第2号または第29条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）の規定の適用に際しては、特定状態保険金の支払にあたって、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約（H11）の特約保険金額が指定保険金額に加えられることにより、その特約保険金額が改められる場合を含めて取り扱うものとします。
- (7) 特別条件を付けた場合の特則に規定する特約保険金額削減支払法が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約

条項（H11）に適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は、つぎの（ア）の金額から（イ）の金額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

- （ア）指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額
- （イ）当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第50条（主契約に5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）特定状態保険金の請求日に5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約遺族年金の支払事由が生じたとした場合における特約遺族年金の現価相当額（以下本条において「5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約年金の現価相当額」といいます。）を、第1条（特定状態保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額に加えます。
- （2）第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約年金の現価相当額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約基本年金額から指定されたものとします。
- （3）特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第10項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - （ア）主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約年金の現価相当額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約および5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - （イ）主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額分が、5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本年金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - （ウ）前（イ）の場合、主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に、5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約基本年金額は、5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約基本年金額から指定保険金額に対応する特約基本年金額を差し引いた金額に改められます。
- （4）つぎのいずれかに該当したときは、第1号の規定にかかわらず、第1条に定める主契約の死亡保険金額に5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約年金の現価相当額を加えません。
 - （ア）特定状態保険金を支払う前に、特約介護年金または特約高度障害年金の請求を受け、特約介護年金または特約高度障害年金を支払うとき
 - （イ）特約介護年金または特約高度障害年金が支払われた場合、その支払後に特定状態保険金の請求を受けたとき
- （5）特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約条項または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約条項の規定により5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- （6）第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。
- （7）第27条（主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合の特則）第2号、第28条（主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合の特則）第2号または第29条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）の規定の適用に際しては、特定状態保険金の支払にあたって、5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約年金の現価相当額が指定保険金額に加えられることにより、その特約基本年金額が改められる場合を含めて取り扱うものとします。
- （8）特別条件を付けた場合の特則に規定する特約年金額削減支払法が5年ごと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約に適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第8号の規定に準じて取り扱います。

第51条（主契約に5年ごと配当付一時払積立保険特約または5年ごと利差配当付一時払積立保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に5年ごと配当付一時払積立保険特約または5年ごと利差配当付一時払積立保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、5年ごと配当付一時

払積立保険特約または5年ごとと利差配当付一時払積立保険特約は消滅したものとみなし、5年ごとと配当付一時払積立保険特約または5年ごとと利差配当付一時払積立保険特約の責任準備金を払い戻します。

- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第50条（主契約に5年ごとと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごとと利差配当付年金払介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第52条（主契約に5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により、主契約の死亡保険金額（主契約に付加されている5年ごとと配当付定期保険特約、5年ごとと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごとと配当付障害保障特約、5年ごとと利差配当付定期保険特約、5年ごとと利差配当付特定疾病保障定期保険特約または5年ごとと利差配当付障害保障特約の死亡保険金額を含みます。）、5年ごとと配当付年金払介護保障定期保険特約または5年ごとと利差配当付年金払介護保障定期保険特約の特約基本年金額ならびに5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約年金額が改められるときでも、5年ごとと配当付一時払積立保険特約または5年ごとと利差配当付一時払積立保険特約はそのまま有効に継続します。

第52条（主契約に5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額に5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約死亡給付金の額を加えます。
- (2) 第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約死亡給付金の額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額および5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約年金額から指定されたものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第10項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の死亡保険金額および5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約死亡給付金の額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約および5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 主契約の死亡保険金額および5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約死亡給付金の額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額分が、5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約は指定保険金額に対応する特約年金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (ウ) 前(イ)の場合、主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に、5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約年金額は、5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約年金額から指定保険金額に対応する特約年金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) つぎのいずれかに該当したときは、第1号の規定にかかわらず、第1条に定める主契約の死亡保険金額に5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約死亡給付金の額を加えません。
 - (ア) 特定状態保険金を支払う前に、第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金（以下本条において「第1回の特約年金」といいます。）の請求を受け、第1回の特約年金を支払うとき
 - (イ) 第1回の特約年金が支払われた場合、その支払後に特定状態保険金の請求を受けたとき
- (5) 特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（5年ごとと配当付特定状態収入保障特約条項または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約条項の規定により5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (6) 第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。
- (7) 第27条（主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合の特則）第2号、第28条（主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合の特則）第2号または第29条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）の規定の適用に際しては、特定状態保険金の支払にあたって、5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の特約死亡給付金の額が指定保険金額に加えられることにより、その特約年金額が改められる場合を含めて取り扱うものとします。
- (8) 特別条件を付けた場合の特則に規定する特約障害年金額・特約死亡給付金額削減支払法が5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約に適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第8号の規定に準じて取り扱います。
- (9) この特約と5年ごとと配当付特定状態収入保障特約または5年ごとと利差配当付特定状態収入保障特約の指定代理請求人は、第1回の特約年金の支払日前に限り、同一人であることを要します。

- (10) この特約または5年ごと配当付特定状態収入保障特約もしくは5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行われたときは、第1回の特約年金の支払日前に限り、他の特約についても同一の指定または変更が行われたものとします。

第53条（主契約に5年ごと配当付遺族収入保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に5年ごと配当付遺族収入保障特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日。以下本条において同じ。）に5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約年金の支払事由が生じたとした場合における特約年金の現価相当額（以下、本条において「5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約年金の現価相当額」といいます。）を、第1条（特定状態保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額に加えます。
- (2) 第1条に定める指定保険金額は、当会社の定める取扱にもとづき、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約年金の現価相当額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約基本年金額から指定されたものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第10項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約年金の現価相当額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約および5年ごと配当付遺族収入保障特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 主契約の死亡保険金額および5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額分が、5年ごと配当付遺族収入保障特約は指定保険金額に対応する特約基本年金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (ウ) 前(イ)の場合、主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に、5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約基本年金額は、5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約基本年金額から指定保険金額に対応する特約基本年金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) つぎのいずれかに該当したときは、第1号の規定にかかわらず、第1条に定める主契約の死亡保険金額に5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約年金の現価相当額を加えません。
 - (ア) 特定状態保険金を支払う前に、第1回の特約高度障害年金の請求を受け、第1回の特約高度障害年金を支払うとき
 - (イ) 第1回の特約高度障害年金が支払われた場合、その支払後に特定状態保険金の請求を受けたとき
- (5) 特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (6) 第2号および第3号の規定により特定状態保険金を支払う5年ごと配当付遺族収入保障特約の社員配当金については、第17条（主約款の社員配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）の規定を準用します。
- (7) 第27条（主契約に家族定期保険特約（妻型）が付加されている場合の特則）第2号、第28条（主契約に家族定期保険特約（子型）が付加されている場合の特則）第2号または第29条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）の規定の適用に際しては、特定状態保険金の支払にあたって、5年ごと配当付遺族収入保障特約の特約年金の現価相当額が指定保険金額に加えられることにより、その特約基本年金額が改められる場合を含めて取り扱うものとします。
- (8) 特別条件を付けた場合の特則に規定する特約年金削減支払法が5年ごと配当付遺族収入保障特約に適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、障害保障特約または災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則）第8号の規定に準じて取り扱います。

第54条（主契約に介護特約D等が付加されている場合の特則）

主契約につぎの各号のいずれかの特約（以下本条において「介護特約D等」といいます。）が付加されている場合、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、介護特約D等は消滅したものとみなし、介護特約D等の責任準備金を払い戻します。

- (1) 介護特約D
- (2) 介護特約（親型）D
- (3) 介護特約D（H13）
- (4) 介護特約（親型）D（H13）
- (5) 無配当介護特約
- (6) 無配当介護特約（親型）
- (7) 無配当介護特約（H13）
- (8) 無配当介護特約（親型）（H13）

別表 1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特定状態保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2	特定状態保険金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。 2. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。 2. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	